平成２２年（フ）第４９６号
石川県河北郡内灘町字大清台269番地１
債務者　高橋　忠治
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６２３号
石川県河北郡内灘町字大清台240番地２　本林方、従前の住所金沢市金石西４丁目11番８号
債務者　吉田　靜子（旧姓平田）
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３４６号
長野県須坂市北相之島202番地Ａ―12
債務者　平井　久子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
長野県千曲市上山田541番地６　サープラスボヌール203号室、住民票上の住所長野県埴科郡坂城町大字南条4444番地１
債務者　中沢　聖子（旧姓金子）
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２４５号
長野県上田市中之条1032番地74　長澤住宅、前住所長野県埴科郡坂城町大字南条979番地38
債務者　瀧澤賀世子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２５６号
長野県千曲市大字戸倉1311番地５、前住所沖縄県石垣市新栄町17番地の９　菜アパート２―203
債務者　與那覇　亮
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１４７号
長野県諏訪市大字湖南6961番地４、前住所神奈川県相模原市由野台２丁目19番７号
債務者　河村　佳重
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７１４号
岐阜県大垣市船町３丁目37番地、申立時の住所岐阜市織田塚町１丁目９番地11ロアシス大富４Ｃ号室
債務者　古川　　豊
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７６９号
岐阜県各務原市尾崎西町１丁目３番地尾崎団地Ｂ６棟642
債務者　井田　典子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７７９号
岐阜県各務原市那加昭南町２番地
債務者　橋本　君代
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７９２号
岐阜県羽島市竹鼻町2634番地
債務者　青木田鶴子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６８号
静岡県下田市吉佐美469番地の７
債務者　中田　実里
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第９１５号
愛知県高浜市春日町５丁目165番地　サンコート三高1307号
債務者　山岸　幸代
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
三重県南牟婁郡御浜町大字柿原1283番地３
債務者　芝　　和美
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第６１４号
滋賀県甲賀市水口町下山666番地50、前住所滋賀県湖南市下田900番地２
債務者　田中　久喜
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９２９号
兵庫県姫路市東辻井２丁目１番40号
債務者　長谷　有祥
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２３１号
鳥取県米子市淀江町中間558番地１
債務者　村上　博章
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部